

# 大分県立看護科学大学教授会規程

平成18年4月1日  
規程第 8 号

## (趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（以下「学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、大分県立看護科学大学教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (構成員)

第2条 教授会は、学長、学部長、教授、准教授及び専任講師（以下「構成員」という）をもって組織する。

## (会議の招集及び開催)

第3条 教授会は、必要に応じ学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故あるときは、学部長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

3 構成員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して会議の請求があったときは、学部長は、臨時の教授会を開催しなければならない。

## (会議の成立)

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

## (議事の通知)

第5条 教授会に提出する議事事項は、教授会の2日前までに構成員に通知するものとする。

2 前項にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、学部長は、臨時に議事事項を教授会の議に付すことができる。

## (議決)

第6条 議事は、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

## (非構成員の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、構成員以外の関係教職員を教授会に出席させることができる。

## (審議事項)

第8条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くこと

が必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(議事録)

第9条 議長は、教授会の議事について議事録(要旨)を作成する。

(事務)

第10条 教授会の事務は、事務局教務学生グループにおいて処理する。

(助教及び助手の参加)

第11条 助教及び助手は、教授会に参加し傍聴することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。